

(別紙)

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
○ 消費生活協同組合法施行規則(昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(届出事項等) 第二百五十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第二十四号に規定する「不祥事件」とは、<u>共済事業を行う組合等又はその使用人その他の従業者(共済事業を行う組合等が法人であるときは、その役員(法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。)</u>又は職員)が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失(盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。)</p> <p>五 (略)</p> <p>勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(届出事項等) 第二百五十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第二十四号に規定する「不祥事件」とは、<u>共済事業を行う組合等又はその使用人その他の従業者(共済事業を行う組合等が法人であるときは、その役員(法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。)</u>又は職員)が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の一件当たりの金額が<u>百万円以上の紛失(盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。)</u></p> <p>五 (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

省 令

○厚生労働省令第二十三号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第九十六条の二第六号の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二百五十四条第三項第四号中「の一件当たりの金額が百万円以上」を削り、「含む。」を含む。以下この号において同じ。のうち、共済事業を行う組合等の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるものに改める。

附 則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第二十四号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、ボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

ボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令

ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一百九条第一項第三号中「第三十二条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条第二項中「第三十三号」を「第二十七号」に改める。

附 則

この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

○農林水産省令第十七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）の施行に伴い、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第三十三条の規定により地方農政局長に委任する権限を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

農林水産大臣 山本 有二

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第三十三条の規定により地方農政局長に委任する権限を定める省令の一部を改正する省令

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第三十三条の規定により地方農政局長に委任する権限を定める省令（平成十八年農林水産省令第八十号）の一部を次のように改正する。

題名中「第三十三条」を「第三十六条」に改め、第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号中「第二十九条第二項」を「第三十条第一項」に改め、同号を第二号とする。

附 則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十二号

森林法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十四号）の施行に伴い、森林法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

国土交通大臣 石井 啓一

森林法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令

次に掲げる省令の規定中「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「附則第一項」を「附則第十條第一項」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に改める。

- 一 都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第四十三条の七第六号
二 幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則（昭和五十五年建設省令第十二号）第八條第六号
三 集落地域整備法施行規則（昭和六十三年建設省令第二号）第一条第五号

四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）第二十四条第六号

五 国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第九十一号）第六條第六号

附 則

この省令は、森林法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

○防衛省令第二号

防衛省の職員等の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第四条第二項の規定に基づき、指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

防衛大臣 稲田 朋美

指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令の一部を改正する省令

本則第五号中「陸上幕僚監部人事部長」を「陸上幕僚監部人事教育部長、陸上幕僚監部運用支援・訓練部長」に改め、「陸上幕僚監部教育訓練部長」を削る。

附 則

この省令は、平成二十九年三月二十七日から施行する。

規 則

人事院は、一般職の職員等の給与に関する法律に基づき、人事院規則九一三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。平成二十九年三月二十四日

人事院総裁 一宮なほみ

人事院規則九一三〇―八

人事院規則九一三〇―九（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二十八條の三第一項に次の一号を加える。三 海上保安庁に所属する職員が輸送船等に乗組んで次に掲げる業務（人事院の定めるものに限り）に従事したとき。

- (1) プルトニウムその他の核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。②において同じ。）を積載した輸送船の護衛
(2) プルトニウムその他の核燃料物質を積載する予定の輸送船の護衛

第二十八條の三第二項に次の二号を加える。五 前項第三号(1)の業務 業務に従事した日一日につき二万円を超えない範囲内において、それぞれ業務に応じた人事院が定める額

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一三〇の規定は、平成二十八年三月十九日から適用する。

告

○国家公安委員会告示第十四号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第二十三条第三項の規定により登録した特定非営利活動法人警備人材育成センターから講習会を行う事務所所在地の変更の届出があったので、同法第三十九條第二号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十四日

国家公安委員会委員長 松本 純

- 一 特定非営利活動法人警備人材育成センターの講習会を行う事務所所在地
(一) 変更前の講習会を行う事務所所在地 東京都新宿区西新宿七丁目一番七号新宿ダイカンブラザA館四一五号
(二) 変更後の講習会を行う事務所所在地 東京都新宿区西新宿七丁目一番七号新宿ダイカンブラザA館一〇二三号
二 変更の年月日 平成二十九年三月二十一日

示

(別紙)

○「共済事業向けの総合的な監督指針の策定について」(平成20年3月31日社援発第0331005号)新旧対照表

新	旧
<p>(別添) 共済事業向けの総合的な監督指針</p> <p>Ⅱ 共済事業監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-1 法令等遵守</p> <p>Ⅱ-3-1-4 不祥事件等に対する監督上の対応</p> <p>不祥事件等に対する監督上の対応については以下のとおり取扱うこととする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 行政庁への届出</p> <p>規則第254条第3項第5号に該当するものとしては、例えば次のようなものが考えられる。</p> <p>① 生協法以外の法令に違反する行為を行った場合。例えば、Ⅱ-3-4に規定する保険代理店業務を行っている組合又はその子会社において、無届募集、無登録募集など保険業法(平成7年法律第105号)に違反する行為を行った、又は同法第307条第1項第3号に該当する行為を行った場合。</p> <p>② 架空契約(実在しない契約者・被共済者名義を使って作成している契約をいう。以下同じ。)及び名義借契約(組合の役職員が、利用者から名義使用だけの了解を取り付け、共済掛金は当該役職員が支払って作成している契約をいう。)が発生した場合。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) ~ (6) (略)</p>	<p>(別添) 共済事業向けの総合的な監督指針</p> <p>Ⅱ 共済事業監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-1 法令等遵守</p> <p>Ⅱ-3-1-4 不祥事件等に対する監督上の対応</p> <p>不祥事件等に対する監督上の対応については以下のとおり取扱うこととする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 行政庁への届出</p> <p>規則第254条第3項第5号に該当するものとしては、例えば次のようなものが考えられる。</p> <p>① 生協法以外の法令に違反する行為を行った場合。例えば、Ⅱ-3-4に規定する保険代理店業務を行っている組合又はその子会社において、無届募集、無登録募集など保険業法(平成7年法律第105号)に違反する行為を行った、又は同法第307条第1項第3号に該当する行為を行った場合。</p> <p>② 架空契約(実在しない契約者・被共済者名義を使って作成している契約をいう。以下同じ。)及び名義借契約(組合の役職員が、利用者から名義使用だけの了解を取り付け、共済掛金は当該役職員が支払って作成している契約をいう。)が発生した場合。</p> <p>③ <u>1件当たりの金額が100万円未満の現金等の盗難が短期間に連続して発生した場合</u></p> <p>(3) ~ (6) (略)</p>